

農林漁業の成長産業化に向けて

— 株式会社農林漁業成長産業化支援機構法案 —

農林水産委員会調査室 にしむら たかとし
西村 尚敏

1. 提出の経緯

日本の農林漁業・農山漁村は、人口の減少や高齢化の進行等により、農林漁業者の後継者不足、農山漁村の過疎化等の深刻な状況に直面している。そのため、疲弊の一途を辿っており、その再生が緊急の課題となっている。

平成 23 年 10 月 25 日、政府の「食と農林漁業の再生推進本部」は、「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」（以下「基本方針・行動計画」という。）を決定した。ここでは、農林漁業再生のための 7 つの戦略として、①持続可能な力強い農業の実現、② 6 次産業化・成長産業化、流通効率化、③エネルギー生産への農山漁村の資源の活用の促進、④森林・林業再生、⑤水産業再生、⑥震災に強い農林水産インフラの構築、⑦原子力災害対策に正面から取り組む、を掲げている。

政府は、これに基づき、必要な施策を 5 年間で集中展開し、食と農林漁業の再生を早急に進めることとしており、平成 24 年度の農林水産関係予算は、「食と農林漁業の再生元年予算」と位置付けられている。

基本方針・行動計画は、6 次産業化・成長産業化について、「農林漁業者等による農林水産物の加工・販売、農山漁村の環境・資源を活かした観光・商品化等に取り組む 6 次産業化事業者への成長資本の提供やハンズオン支援（経営支援）を一体的に実施するためのファンドの組成について具体的に検討し、平成 23 年度中に結論を得る」こととした。

これを踏まえ、平成 24 年度予算において、農林漁業成長産業化ファンドの創設が盛り込まれ、第 180 回国会（常会）に、農林漁業成長産業化ファンドの受け皿となる株式会社農林漁業成長産業化支援機構（以下「機構」という。）を設立し、その組織、業務等について規定する「株式会社農林漁業成長産業化支援機構法案（閣法第 20 号）」が提出された（図表 1 参照）。

2. 6 次産業化の推進

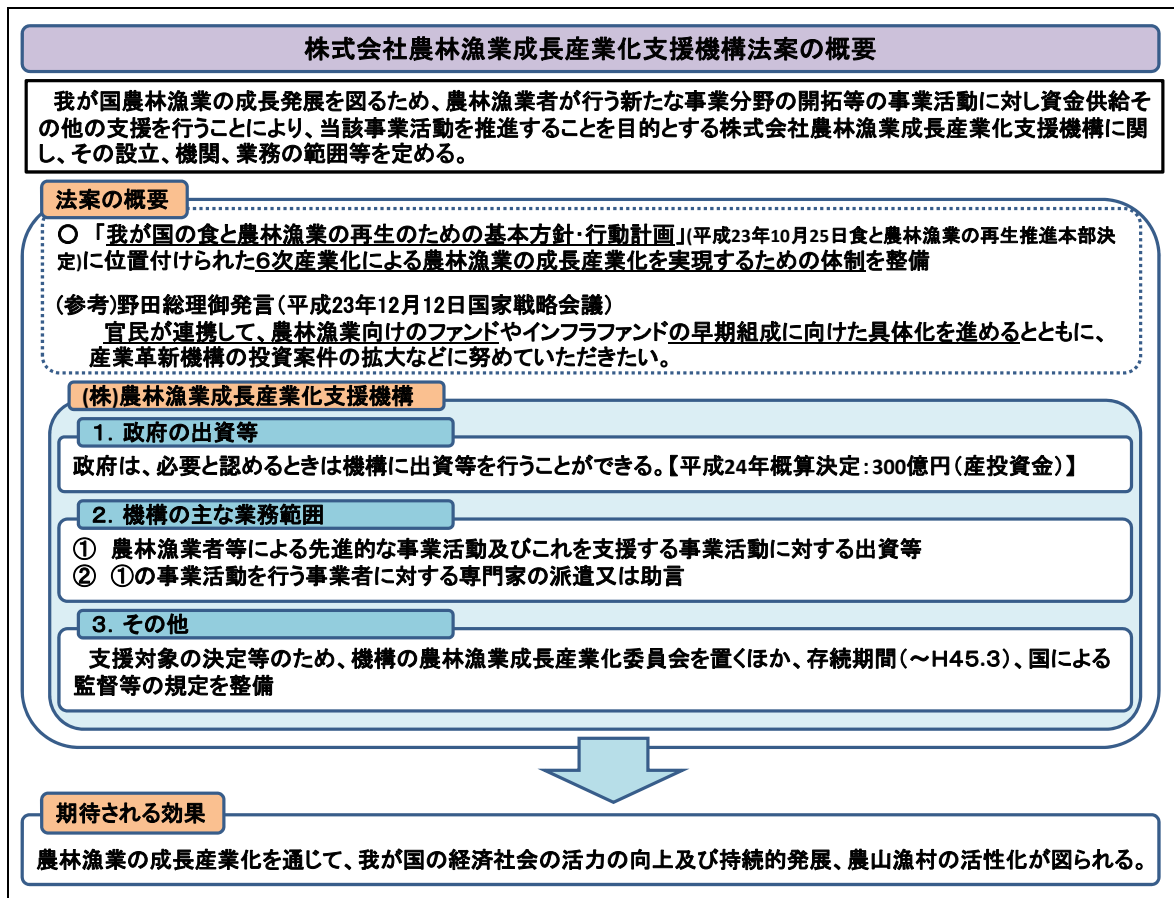
（1）6 次産業化の状況

農林漁業・農山漁村の 6 次産業化は、戸別所得補償制度、食の安全・安心とともに、農林水産政策の柱と位置付けられている。

食料・農業・農村基本計画（平成 22 年 3 月 30 日閣議決定）は、6 次産業化¹の推進を掲

¹ 6 次産業化とは、農林漁業者による生産・加工・販売の一体化や、第 1 次産業業と第 2 次・第 3 次産業の融合等を指す概念であり、基本計画では、農山漁村に由来する農林水産物、バイオマスや農山漁村の風景、そこに住む人の経験・知恵に至るあらゆる「資源」と、食品産業、観光産業、IT 産業等の「産業」とを結び付け、地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を促すとしている。

(図表 1)



(出所) 農林水産省資料

げており、その推進により、農林漁業者の所得向上や農山漁村地域の雇用の確保だけでなく、農林漁業等への若者の参入促進、農山漁村への若者の定住化の促進等が図られ、農山漁村の活性化にもつながることが期待されている。

現在、農林漁業・農山漁村の6次産業化は、第176回国会(臨時会)の平成22年11月に成立し、平成23年3月に施行された「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成22年法律第67号)²⁾(以下、「6次産業化法」という。)により推進されている(図表2参照)。

6次産業化法は、農林漁業者等による農林水産物及びその副産物(バイオマス等)の生産及びその加工又は販売を一体的に行う取組等を創出することを目的とした法律であり、農林漁業者は総合化事業計画の認定を受けることにより、融資の特例等のメリットを受けることができる。

²⁾ 6次産業化法は、政府から提出された「農林漁業者等による農林漁業の六次産業化の促進に関する法律案(第174回国会閣法第50号)」を原案として、自由民主党から提出された「国産の農林水産物の消費を拡大する地産地消等の促進に関する法律案(第174回国会衆第21号)」の規定が修正案として盛り込まれた。両法律案は、第174回国会(常会)に衆議院に提出され、継続審査とされたが、第176回国会(臨時会)、衆議院において、「農林漁業者等による農林漁業の六次産業化の促進に関する法律案」について、法律の題名の変更、前文の追加を含む修正が行われ、参議院での審議を経て6次産業化法が成立した。

6次産業化法に基づく総合化事業計画の認定は、法施行後3回行われているが、平成24年2月29日現在で累計698件であり、事業内容の割合は、加工・直売53.7%、加工33.0%、加工・直売・レストラン7.1%、直売4.3%、加工・直売・輸出1.4%、輸出0.4%となっている。

(図表2)

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律 (六次産業化法)	
1 前文、目的(第1章)	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等に関する施策及び地域の農林水産物の利用の促進に関する施策を総合的に推進することにより、農林漁業等の振興等を図るとともに、食料自給率の向上等に寄与することを目的とする。
2 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等(第2章)[6次産業化関係]	<p>(1)総合化事業計画(農林水産大臣が認定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農林漁業者等が、農林水産物及び副産物(バイオマス等)の生産及びその加工又は販売を一体的に行う事業活動に関する計画 ○ 農林漁業者等の取組に協力する民間事業者(促進事業者)も支援対象 (支援措置) <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業改良金融通法の特例(償還期限及び据置期間の延長等) ・ 野菜生産出荷安定法の特例(指定野菜のリレー出荷による契約販売に対する交付金の交付) 等 <p>(2)研究開発・成果利用事業計画(農林水産大臣及び事業所管大臣が認定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 民間事業者等が、上記の事業活動に資する研究開発及びその成果の利用を行う事業活動に関する計画 (支援措置) <ul style="list-style-type: none"> ・ 種苗法の特例(出願料・登録料の減免) ・ 農地法の特例(農地転用許可に係る手続の簡素化) 等
3 地域の農林水産物の利用の促進(第3章)[地産地消関係]	<p>(1)基本理念</p> <p>①生産者と消費者との結びつきの強化、②地域の農林漁業及び関連事業の振興による地域の活性化、③消費者の豊かな食生活の実現、④食育との一体的な推進、⑤都市と農山漁村の共生・対流との一体的な推進、⑥食料自給率の向上への寄与、⑦環境への負荷の低減への寄与、⑧社会的気運の醸成及び地域における主体的な取組を促進すること。</p> <p>(2)国による基本方針の策定、都道府県及び市町村による地域の農林水産物の利用についての促進計画の策定</p> <p>(3)国及び地方公共団体による必要な支援の実施等</p>
4 施行日	<p>【第1章(目的)、第3章(地産地消関係)】公布の日(平成22年12月3日)</p> <p>【第2章(6次産業化関係)】公布の日から6か月以内(平成23年3月1日)</p>

総合化事業計画の認定要件	
①【事業主体】	農林漁業者等が行うものであること
②【事業内容】	次のいずれかを行うこと <ul style="list-style-type: none"> ア) 自らの生産等に係る農林水産物等をその不可欠な原材料として用いて行う新商品の開発、生産又は需要の開拓(認定を受けようとする農林漁業者等がこれまでに行ったことのない新商品の開発・生産) イ) 自らの生産等に係る農林水産物等について行う新たな販売の方式の導入又は販売の方式の改善(認定を受けようとする農林漁業者等がこれまでに用いたことのない新たな販売方式の導入) ウ) ア又はイに掲げる措置を行うために必要な生産等の方式の改善
③【経営の改善】	次の2つの指標の全てが満たされること <ul style="list-style-type: none"> ア) 対象商品の指標 農林水産物等及び新商品の売上が5年間で5%以上増加すること イ) 事業主体の指標 農林漁業及び関連事業の所得が、事業開始時から終了時まで向上し、終了年度は黒字となること
④【計画期間】	5年以内(3~5年が望ましい)

(出所) 農林水産省資料

なお、日本政策金融公庫が平成 23 年に 6 次産業化に取り組む農業者を対象に行った「6 次産業化に関するアンケート調査」によると、6 次産業化のメリットについて「所得の向上」を挙げる者が 74.5%で、以下順に「生産の拡大」、「企業経営の確立」、「社員のやりがい向上」などが回答として多くなっている（三つまで回答可）。また、今後の経営展開については、回答者の 76.2%が規模を「拡大」と回答している。

（２）6 次産業化の支援

基本方針・行動計画に基づき、平成 24 年度予算では、5 年間で 6 次産業の市場規模を現行の 1 兆円³から 3 倍（3 兆円）に拡大し、10 年後には農林水産業の産出額と同程度の 10 兆円規模の市場育成を目指す⁴ことを目標として、①「農林漁業成長産業化ファンドの創設」（産投出資 200 億円、産投貸付 100 億円）、②「農林漁業成長産業化の実現」（95 億円）（図表 3）が講じられている。

「農林漁業成長産業化ファンドの創設」は、農林漁業の成長産業化を実現させるため、官民共同のファンドを創設し、成長資本の提供と合わせてハンズオン支援を一体的に実施するものである。

「農林漁業成長産業化の実現」は、①未来を切り拓く 6 次産業創出対策、②輸出戦略の立て直し、③新産業創出対策からなっている。6 次産業創出対策では、農林漁業者等の 6 次産業化の取組への直接的な支援として、経営の発展段階に即した 6 次産業化の先達・民間の専門家（ボランティア・プランナー、6 次産業化プランナー等）による個別相談等の実施、農林水産物の加工・販売施設や農林漁業用機械等の整備の支援等を行うこととしている⁵。

農林水産省では、農林漁業者の 6 次産業化への支援について、生産確立期、企業的経営移行期、6 次産業化確立期、自立的発展期等の経営段階に応じた支援が必要としている。

6 次産業化への取組の初期の段階においては、加工・販売施設の整備への補助、農業改良資金等の制度融資が有効であり、6 次産業化法で認定を受けることにより、こうした補助や制度融資による支援が受けられるとしている。また、企業的経営移行期には、ボランティア・プランナー等による経営診断、6 次産業化プランナー等による販路開拓支援等の支援も講じていくとしている。

一方、6 次産業化を本格的に確立していく時期には、事業を多角化して様々な取組を行っていくに当たり、自由度の高い資金への需要も生じてくる。また、事業を拡大するに当たっては、販路の確保、経営手法、さらに、加工・販売事業者とのマッチングの問題が生じてくる。こうした段階の農林漁業者を対象にファンドが支援していくとしている。

³ 6 次産業の市場として、直接販売で 0.6 兆円、加工促進等で 0.3 兆円、輸出促進で 0.5 兆円、観光レストラン等で 0.04 兆円とされる。

⁴ 現在、1 次産業を含めた食品関連産業の市場規模は約 100 兆円（うち 1 次産業は約 10 兆円）とされるが、今後 10 年間で国内生産額を 20 兆円拡大し 120 兆円とすることが目標とされている。

⁵ 平成 23 年度第 4 次補正予算に、前倒して実施すべきものとして 108 億円計上されている。

(図表 3)

農林漁業の成長産業化の実現	
	【9,507 百万円】
	【強い農業づくり交付金 2,093 百万円(内数)】
1. 未来を切り拓く 6次産業創出対策	
(1) 地域における農林漁業者等へのサポート体制強化	1,445 百万円
6次産業化の先達・民間の専門家(ボランティア・プランナー、6次産業化プランナー等)による、IT活用や輸出を含めた経営の発展段階に即した個別相談や、課題解決に向けた実践研修会を実施するとともに、新商品開発や販路開拓等、農林漁業者等の取組を支援	
(2) 加工・販売施設整備関連予算の抜本見直し	2,194 百万円
農山漁村の活性化に資する6次産業化を推進するため、実施主体を六次産業化法等の認定事業者等に限定するとともに、事業の一元メニュー化等の見直しを行い、農林漁業者等の加工・販売施設整備等を支援	
(3) 農林漁業者等の加工・販売促進の取組に資する関連対策	182 百万円
強い農業づくり交付金	2,093 百万円(内数)
農林漁業者等の加工・販売促進に資するよう、卸売市場の機能強化を図るための取組、食品リサイクル・ループの構築やフードバンク活動による食品ロス削減及び温室効果ガス削減に向けた取組等を支援	
2. 輸出戦略の立て直し	
(1) 輸出拡大プロジェクト	1,260 百万円
我が国の農林水産物・食品に対する安全神話から脱却し、新たな信頼の獲得を図るため、HACCP、GLOBALG. A. P. 等国际的に通用する品質・安全管理体制の強化に取り組むとともに、「ジャパンブランド」の国家戦略的マーケティングの再構築を図るため、国内におけるマーケティング体制の整備やアジアにおける展示・販売拠点の構築、日本食文化祭典の開催等の取組を支援	
(2) 東アジア事業展開支援	76 百万円
我が国食品産業の東アジア各国等への投資、事業展開を促進するため、食品・投資関連法制や労働事情、流通状況等に関する情報収集・提供等の取組を支援	
3. 新産業創出対策	
(1) 新たな事業の創造	4,160 百万円
農山漁村の豊富な資源と他産業の持つ革新的技術との融合により、農山漁村における新産業を創出するため、技術シーズの事業化可能性を調査するほか、事業化が見込まれる新技術やバイオマスなどの未利用資源高度利用のための実証等の取組を支援	
(2) 高付加価値化に向けた知的財産の創造・保護・活用	191 百万円
農林水産業や食品産業の体質強化、農山漁村の活性化を図るため、地域ブランドの創造、保護及び活用、東アジア地域での植物品種保護制度の整備の推進、農業用植物遺伝資源へのアクセス改善等の取組を支援	

(出所)「平成 24 年度農林水産予算の概要」農林水産省より作成

3. 株式会社農林漁業成長産業化支援機構法案の概要

(1) 機構設立の理由

本法律案は、農林漁業成長産業化ファンドの受け皿となる株式会社農林漁業成長産業化支援機構の設立、組織、業務等について規定するものである。

新たに機構を設立する理由としては、①人材、権能、機能の面において、1次産業と2次・3次産業をつなぐような事業を支援し、適切に推進する機関が存在しないこと⁶、②出資型ファンドの適正な運営を図るためには、事業範囲を明確にし、事業ごとのリスクに応じて権限と責任を一致させることが挙げられている。

これまでに事業範囲ごとに設立された官民出資型ファンドとして、株式会社産業再生機構（平成15年4月設立、平成19年3月解散）、株式会社産業革新機構（平成21年7月設立）等があるが、機構の組織等については、株式会社産業革新機構の例に倣っている。

(2) 機構の目的

本法律案では機構の目的を、「我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展並びに農山漁村の活性化を図るためには、国内外の多様な需要に応じた我が国農林漁業の安定的な成長発展を図ることが重要であることに鑑み、我が国農林漁業が成長産業となるようにするため、農林漁業者が、農林水産物又は農林漁業の生産活動の特色を生かしつつ、新商品の開発、生産若しくは需要の開拓、新たな販売の方式の導入若しくは販売の方式の改善又は新役務の開発、提供若しくは需要の開拓を行い、国内外における新たな事業分野を開拓する事業活動等に対し資金供給その他の支援を行うこと」としている（第1条）。

(3) 機構の設立及び政府出資

機構は、農林水産大臣の認可（第7条）により全国で一を限り株式会社として設立される（第2条）。政府は、必要があると認めるときには、機構に対し出資をすることができ（第4条）、機構の発行済株式総数の1/2以上を政府が保有することとしている（第3条第1項）。

機構の設立は、平成24年10月に予定されている。平成24年度予算において、財政投融资特別会計投資勘定に出資金として200億円が計上されている。政府では、食品企業等民間からの機構への出資を20億円見込んでいる。また、今後の投資の実績を見ながら、政府からの増資も想定している⁷。

なお、政府は、機構に対して資金の貸付け等を行うことができることとされており（第30条）、財政投融资特別会計投資勘定に貸付金として100億円が計上されている。

⁶ 6次産業化は農林漁業の生産活動を前提にしており、利益が上がるまで時間がかかるため、短期的に利益を回収して分配できないこと、また、産業としての実績があまりないので不確実性のリスクも大きいことなどから、国も出資を行うことにより、リスクを補完するとともに、機構がハンズオン支援等を行うことで、民間からも投資しやすい環境を作るとしている。

⁷ 農林水産省は、ファンドを5年ぐらいかけて2,000億円規模にしたいとしている。（平23.12.13 食料・農業・農村政策審議会食料産業部会懇談会議事録）

(4) 機構の組織

機構には、取締役及び監査役が置かれるが、その選任及び解任については、農林水産大臣の認可を受けなければならない(第12条)。

また、機構には、①支援の対象となる事業者・支援内容の決定、②株式等又は債権の譲渡その他の処分の決定等、機構の業務運営に関する重要事項の決定を客観的・中立的に行うため、「農林漁業成長産業化委員会」を置くこととされている(第14条・第15条)。委員会は、取締役である3人以上7人以内の委員(代表取締役及び社外取締役それぞれ1人以上を含む。)により組織され、委員の選定等は取締役会の決議によるが、農林水産大臣の認可を受けなければならない(第16条)。

(5) 機構の業務

機構の主な業務は、①農林漁業者が、農林水産物又は農林漁業の生産活動の特色を活かしつつ、国内外における新たな事業分野を開拓する事業活動等に対する出資又は資金の貸付け、②支援の対象となる事業者の経営を支援するための専門家の派遣や助言等となっている(第21条)。

支援対象となる事業者や支援の内容を決定するに当たっては、農林水産大臣が定める支援基準に従わなければならないこととされている(第23条)。支援基準は、「農山漁村における雇用機会の創出その他農山漁村の活性化に資するよう配慮されたものでなければならない」とされている(第22条第2項)。

また、機構は平成45年3月31日までに、保有する全ての株式や債券の処分等を行うように努め(第25条第2項)、業務の完了により解散することとされている(第36条)。

(6) 機構の監督

農林水産大臣は、機構の役員の選任や予算の認可等の必要な監督を行うこととなっており(第33条)、事業年度ごとの業務の実績について、評価を行わなければならないが、評価を行ったときは、遅滞なく、機構に対して当該評価の結果を通知するとともに、これを公表しなければならないこととされている(第35条)。

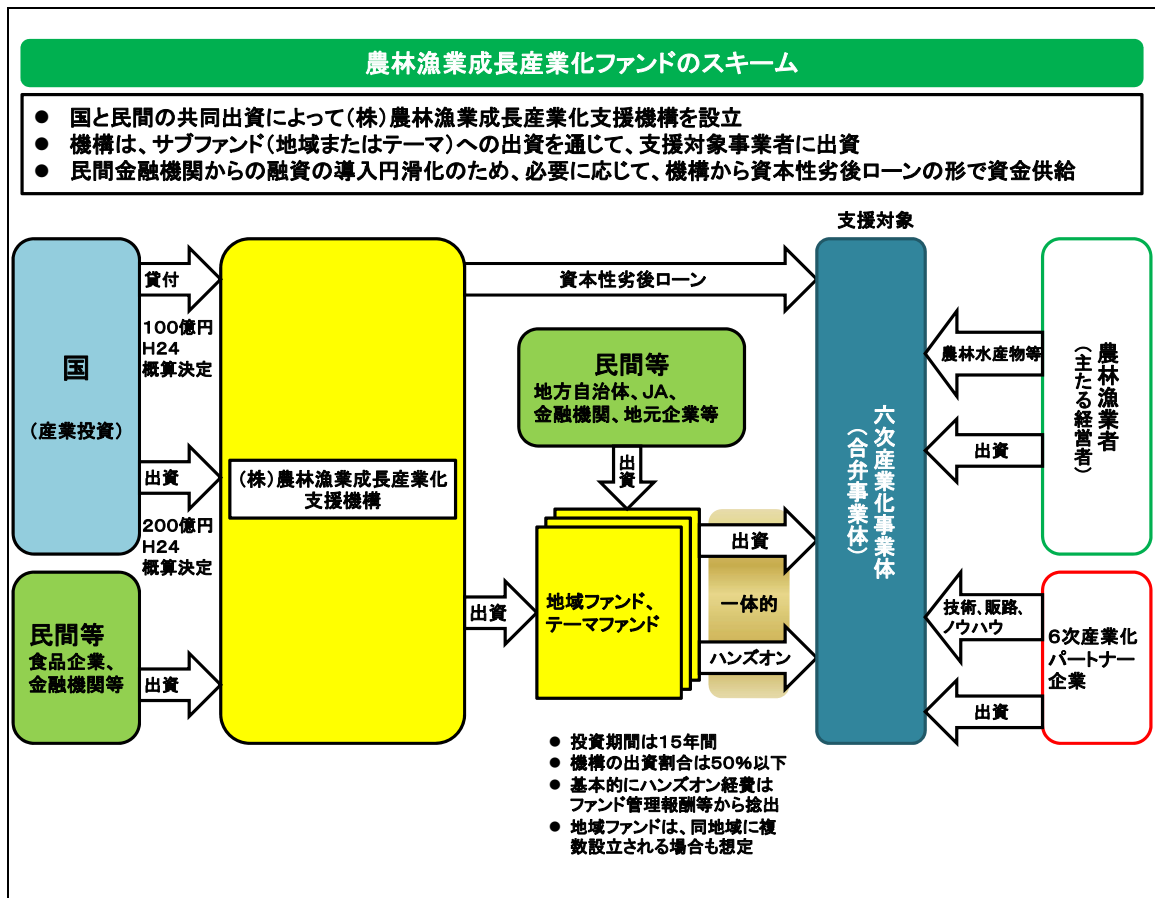
また、機構に対し、報告の徴収、立ち入り検査等を行うことができることとされている(第38条)。

4. 農林漁業成長産業化ファンドのスキーム

ファンドの具体的なスキームについては、農林漁業者と加工・販売事業者がそれぞれ出資する形で設立される「6次産業化事業体」に対して、官民共同の出資で設立された機構から直接出資を行うのではなく、まず、機構から、地域ごとに設けられた地域ファンドや特定のテーマを対象に設けられたテーマファンド⁸へ出資を行い、地域ファンド等から6次産業化事業体へ出資を行うことが想定されている(図表4参照)。

⁸ テーマとして、輸出、観光、食品以外の農林水産物を使った新しい商品、医薬品等幅広いものが想定されるとしている。

(図表 4)



(出所) 農林水産省資料

その理由としては、農林漁業の取組は地域により様々であり、農林漁業の生産物・生産活動を生かした特色ある6次産業化の取組を支援していく意味で、地域ごとに地域ファンドを、また、テーマに応じたテーマファンドを組成していくことが有効としている⁹。

地域ファンド等については、地域の企業、金融機関、自治体、JA等からの出資を想定しており、機構と民間等が1：1の比率で出資を行い、ファンドを組成していくことが想定されている¹⁰。

地域ファンド等は、農林漁業者と、連携する加工販売事業者等（6次産業化パートナー企業）のマッチングを行い、農林漁業者と6次産業化パートナー企業の出資により設立される6次産業化事業体に出資を行う¹¹。

6次産業化事業体は、農林漁業者が主たる経営者となることが必要であり、実際の事業活動においては、農林漁業者は、農林水産物の提供等を行い、6次産業化パートナー企業

⁹ 地域ファンド・テーマファンドは、公募による選定が想定されており、20程度の設置が想定されている。

¹⁰ 機構の出資割合は50%以下が想定されている。

¹¹ 支援対象の6次産業化事業体は、6次産業化法の認定を受けた事業者に対して支援を行っていくことを想定しているとしている。

は、技術、販路、ノウハウ等を提供することが想定されている¹²。

その資本構成としては、農林漁業者が 25%超、6次産業化パートナー企業が 25%弱の出資を行い、地域ファンド等は残りの 50%の出資を行うとともに、一体的にハンズオン支援を行うことで、高収入の販路を確保し、成長市場への進出等を支援していくことになる。

また、機構は、6次産業化事業体へ、必要に応じて資本金劣後ローンを直接融資することが想定されている。これにより、民間金融機関からの6次産業化事業体への融資導入の円滑化が期待されている。

機構は、平成 45 年 3 月末までの 20 年間の時限組織であるが、支援対象事業体への投資期間としては、基本的に 15 年程度が想定されている。

15 年といった長期の投資を想定しているのは、ファンドのスキームは、1次産業と2次産業・3次産業の価値をつないでいくものであり、1次産業は、他産業と異なり成果を得るまで時間を要するという特性を加味すると、6次産業化事業体が自立できるまでに成長するには 15 年程度の投資が必要であるためとしている。

想定としては、投資先企業が 4～5 年後くらいかけて黒字化し、10 年後から 15 年目にかけて、状況を見ながら、地域ファンド等が投資したものを回収していくとしており、回収の方法は、基本的には出資先企業への株の売却が想定されている。

5. 今後の課題

(1) 機構等の人材の確保

機構の役職員については、基本的に民間の人材により構成されることが想定されている。また、地域ファンド等で実際の運営に当たる人材について、金融の知識があり、ファンドの実務の経験があるような人が中心になるだろうとしており、地域に6次産業化事業体を作って地域を活性化していくというファンドの趣旨に賛同してもらえる人、かつ、ファンドの実務ができる人を集めていくことになるだろうとしている。

ファンドは、公的資金により形成されていることから、支援対象の6次産業化事業体が事業に失敗した場合には、出資金が回収できないリスクを負っていることに留意して進める必要もある。

ファンドの成否の鍵を握るのは、出資案件の掘り起こし、農林漁業者と加工・販売業者とのマッチング、出資の決定、経営支援を担う「目利き」が重要になるとの指摘もあり¹³、どのような人選を行い、どのような人材を確保していくことができるのが課題である。また、審査が厳しく出資が促進できなければ、6次産業化推進の起爆剤とならないため、慎重かつ大胆な対応が求められるだろう。

¹² ファンドによる支援の具体例（イメージ）として、農業者と大手菓子メーカーの連携によるアップルタルトの製造・販売・輸出、農業者と中堅製菓メーカーの連携による植物工場の事業化等が挙げられている。

¹³ 「農水省が大型ファンド創設 成否を決める運用者の選出」『週刊ダイヤモンド』（平 24. 1. 17）、『毎日新聞』（平 24. 2. 26）等

（２）６次産業化と輸出促進

６次産業化の推進等により、今後 10 年間で 20 兆円の価値創出を目指しており、その実現に向けて、食品関連産業のマーケットの拡大とともに、医薬品分野等を含めた新たな商品・市場分野の開拓や輸出の促進が柱として掲げられている。

政府は、これまで、平成 29 年までに農林水産物・食品の輸出を 1 兆円規模まで拡大することを目標としてきた（「新成長戦略」（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定））。

しかし、東京電力福島第一原子力発電所事故を契機として、放射性物質の検査証明書の提示が求められるなど、日本産農林水産物・食品の輸入規制が強化されたこと、また、昨今の円高傾向により、日本産農林水産物・食品の輸出が落ち込んでおり、目標の達成は困難な状況が生じている。

こうした状況を踏まえ、農林水産省の「農林水産物・食品輸出戦略検討会」は、平成 23 年 11 月、「農林水産物・食品輸出の拡大に向けて」を取りまとめた。戦略として、①福島第一原子力発電所事故等への影響の対応、②国際戦略的なマーケティング、③ビジネスとしての輸出を支える仕組みづくり、④確かな安全性・品質の確保と貿易実務上のリスクへの的確な対応、⑤海外での日本の食文化の発信、を掲げた。ビジネスとしての輸出を支える仕組みづくりにおいては、ファンド創出など輸出支援スキームの構築が挙げられた。

1 兆円目標の達成時期については、「原発事故による影響等を踏まえ、再検討を行う必要がある」とされ、政府は、「農林水産物・食品の輸出額を 2020 年までに 1 兆円水準とする」とした（「日本再生の基本戦略」（平成 23 年 12 月 24 日閣議決定））。

日本食品の「安全・安心・高品質」との神話が大きく揺らいでいる現状において、日本産食品への信頼を回復し、輸出の拡大を図っていくことは容易なことではない。農林漁業の成長産業化・６次産業化の推進を図る意味からも、信頼回復へ向けた国の取組は重要であり、不可欠である。

（３）出資型ファンドによる６次産業化支援

日本政策金融公庫の「６次産業化に関するアンケート調査」によると¹⁴、今後の課題として、「商品の差別化・ブランド化」を 67.3%が挙げ、「必要な人材の確保」、「円滑な資金調達」、「マーケティングにもとづく商品開発」、「販路拡大に向けた営業努力」の回答が多かった。また、６次産業化に取り組んだ年数は平均 13.5 年で、黒字化までは平均 4.1 年という結果となっており、経営を軌道に乗せるには綿密で無理のない長期的資金計画、粘り強い取組が必要との回答が多くなっている。

出資型ファンドによる支援は、農林水産分野における新たな政策手法であるが、こうした課題を踏まえつつ、６次産業化・農林漁業の成長産業化への支援を確実に行う必要がある。

¹⁴ この調査では、６次産業化を、「従来のように生産物を市場経由で販売するだけでなく、消費者への直接販売や加工により付加価値をつけて販売する等により、経営の利益・所得向上を目指す取組み」と定義している。